



来月から**税**の申告が始まります

1月31日(水)～
2月7日(水)に
開設する出張窓口
もご利用ください

申告期間 2月16日(金)～3月15日(木)

**市民税・都民税の申告は市役所へ
(平成30年度)**

◆市民税課 ☎042-460-9827・9828

市民税・都民税の申告

□申告が必要な方

①平成30年1月1日現在、西東京市内に住所があり、次に該当する方

- 平成29年中に所得があった方
- 所得がない場合でも国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

②平成30年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方

③給与所得者で次に該当する方

- 勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方
- 地代・家賃・原稿料・年金など、給与所得以外の収入があった方

※給与所得者または公的年金の所得だけの方で、勤務先などから市へ支払報告書の提出があった方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が、支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要です。
※所得税の確定申告書を税務署に提出する方は、市・都民税の申告は不要です。

□申告用紙の郵送と配布 申告書は、1月25日(木)に次の方へ発送予定です。

- 昨年、市・都民税の申告書を提出した方
- 昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方

※申告書が必要な方は、次の場所で配布します。

場所	日程
田無庁舎	4階市民税課 2月1日(木)～15日(木)
	2階申告会場 2月16日(金)～3月15日(木)
保谷庁舎1階臨時窓口	2月1日(木)～3月8日(木)
防災センター	3月9日(金)～15日(木)
柳橋・ひばりヶ丘駅前出張所	2月1日(木)～3月15日(木)

※(出)・(印)・(宛)を除く
※所得税の確定申告書も上表のとおり配布(申告書のダウンロードや作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」からも可)
※確定申告書や内訳・明細書、付表などの部数には限りがあります(市ではなくなり次第、配布終了)。

所得がなかった方も申告を

平成29年中に所得のなかった方も、申告することで下記手続きの基礎資料となりますので、申告書表面の該当箇所と申告書裏面の「所得(収入)のなかった方」欄に記入し提出してください。

- 非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告、シルバーパス申請などに必要)
- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金など各種年金の支給、後期高齢者医療被保険者証の発行など

申告の際に必要なもの

- ①申告書・認め印・筆記用具・計算機
- ②マイナンバー制度導入に伴う本人確認書類(番号確認および身元確認)
※詳細は、同面の「申告書へマイナンバーの記載が必要です」をご覧ください。

③平成29年中の収入額が分かる書類(源泉徴収票など)

④下記の控除を受ける場合

(A)国民健康保険料・後期高齢者医療保険料(保険年金課)、介護保険料(高齢者支援課)…平成29年中に支払った金額を計算してあれば、領収書など控除証明書の添付不要(金額が不明の場合は、各担当課で確認できます)

(B)国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金控除…平成29年中に支払った金額が分かる控除証明書などの添付が必要

⑤医療費控除の申告には、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」を作成し添付(平成30年度より領収書の提出は不要となりましたが、領収書はご自身で5年間保存する必要があります)

また、平成30年度より新たにセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が開始されます。詳細は、5面の「セルフメディケーション税制」をご覧ください。なお、手続きについては、5面の「医療費控除を受けるための手続きが変わります」をご参照ください。

⑥障害者手帳または認定書(障害のある方)

⑦申告者名義の銀行などの口座番号が分かるもの(所得税還付申告の方)

※昨年確定申告をした方は、その控えをお持ちください。
※申告書に添付する源泉徴収票などの書類の写しが必要な方は、あらかじめコピーを取ってください。

□申告についての注意

- 申告期間を過ぎてから申告した場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行時期が遅れます。普通徴収(個人納付)の場合は、納期限が過ぎると通常4回ある納期が減り、1回分の納税額が多くなりますので、早めに申告

してください。

- 申告不要制度を利用できる配当所得を確定申告において申告した場合、所得が増えることにより、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などが増額になる場合があります。

●配偶者やそのほかの親族の年金から差し引かれた介護保険料・後期高齢者医療保険料は、その方が支払ったものとなり、申告者の社会保険料控除の対象とすることはできません。ただし、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、口座振替による支払いを選択できますので、その選択をして申告者の口座から振替により支払われた場合は、申告者の社会保険料控除に含まれます。

●住宅ローン控除を受ける初年度は、必ず税務署への確定申告が必要です(下表の会場では相談をお受けできません)。

市でご相談・お預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりです

□提出のみの方 税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書

□簡易な申告の方 給与所得者の還付申告や公的年金などの簡易な申告など

◆市でご相談できない所得税の確定申告

下記に該当する方、そのほか特殊な申告は、税務署にご相談ください。

※相談の必要がなく申告書の提出のみの場合は、内容を問わずお預かりできます。

- 青色申告の方、収支内訳書ができていない事業所得および不動産所得の申告
- 土地・建物・株式などの売却による譲渡所得の申告
- 初めて住宅ローン控除を受ける方の申告
- 雑損控除・災害減免の申告
- 相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金所得の申告

- 国外居住親族に係る扶養控除や市外居住の方の申告
- 平成28年分以前の過去の年分の申告など

公的年金等の受給者の確定申告不要制度

1年間(1月1日～12月31日)の公的年金等の収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、所得税の申告をする必要はありません(所得税の還付を受ける場合は申告が必要)。

ただし、所得税の申告が不要でも、市・都民税の算定で「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除内容を変更・追加する場合は、市・都民税の申告が必要です(確定申告書を税務署に提出する方は、市・都民税の申告不要)

※平成28年分以降は、外国で支払われる年金など所得税の源泉徴収の対象とならない年金を受給している方は、この制度に該当せず、申告が必要です。

申告書へマイナンバーの記載が必要です

申告書や申請書などには「マイナンバーの記載」と「本人確認(番号確認と身元確認)」が必要です(窓口提示または写しの添付)。

□確認書類

- ①マイナンバーカードのみ
- ②①がない場合：通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票(番号確認)および運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真付き証明書(身元確認)
※顔写真付きのものがない場合は、保険証・年金手帳など官公署発行の証明書2点が必要です。

マイナンバーカードの申請方法は3面に

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場所	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	住吉会館ルピナス	1月31日(水)	○	○	-	○
	新町福祉会館	2月1日(木)	○	○	-	○
	芝久保公民館	2日(金)	○	○	-	○
	柳沢公民館	5日(月)	○	○	-	○
	ひばりが丘公民館	6日(火)	○	○	-	○
	下保谷福祉会館	7日(水)	○	○	-	○
田無庁舎2階展示コーナー	2月16日(金)～3月15日(木)	午前9時～午後4時 ※2月16・23日(金)は、 夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷庁舎1階臨時窓口	2月1日(木)～3月8日(木)	午前9時～午後4時	○	○	-	○
防災センター	3月9日(金)～15日(木)	午前9時～午後4時	○	○	○	○
防災センター 税理士による無料申告相談会※	2月2日(金)～6日(火)	午前9時30分～午後3時30分	-	-	○	-

※(出)・(印)・(宛)を除く ※「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。 ※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切ることがあります。 ※受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混雑いたします。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。 ※車での来場はご遠慮ください。
※税理士による無料申告相談会については、5面をご覧ください。

税務署からのお知らせは5面に